



イギリス: 胚・配偶子のsource

- 胚のsourceについての規定なし。
 - ① 治療目的で作成された胚で、今後の治療に用いないことを当事者が決定した胚—いわゆる余剰胚
 - ② 治療目的で作成された胚であるが移植や凍結に適しておらず、通常廃棄される胚
 - ③ 研究目的で作成された胚

↓
- 配偶子のsourceについても規定なし。

HFEA Report “Donated Ovarian Tissue in Embryo Research & Assisted Conception” (1994)

「死者から採取した卵子」又は「中絶胎児の卵子」を用いて研究目的で胚を作成することも許容される。

但し、2003年7月1日現在、胎児から採取した卵子を用いる研究にHFEAが認可を与えた例はない。



イギリス:ドナーの同意

A 所定の同意 書式	配偶子の利用についての同意
	胚の作成・利用についての同意
	配偶子・胚の保管についての同意
B 研究機関が 同意書作成	当該研究への参加についての同意